

1. 事業者経営安定支援（第2弾対策）

がんばろう菟！地域経済活性化支援対策の詳細 4/3 現在

支援対策	概要	新設又は拡充の内容								
(1)新型コロナウイルスに伴う中小企業経営安定資金融資制度(3/5 制定)の拡充及び新設	新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響のあった中小企業者に対して、諸経費支払、事業経営など経営安定化に必要な当面の資金の融資制度(3/5 制定の制度：利子補給・保証料の補助)について、返済期間を拡充する。	【拡充】 <table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">小規模事業者・中小企業者</td> </tr> <tr> <td>個人・法人</td> <td colspan="2">売上高▲5%以上</td> </tr> </table> ▷借入限度額：1,000 万円 ▷返済期間：5 年以内 ⇒ 10 年以内 ▷据置期間：1 年以内 ⇒ 3 年以内		小規模事業者・中小企業者		個人・法人	売上高▲5%以上			
		小規模事業者・中小企業者								
個人・法人	売上高▲5%以上									
また、著しく収入が減少した事業所に対して、日本政策金融公庫の特別融資制度を補完する融資制度を新設する。 ※日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」に「特別利子補給制度」を併用し、国民生活事業で3千万円以上融資を受けた事業者等が対象。	【新設】 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>小規模事業者</td> <td>中小企業者</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>要件なし</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>売上高▲15%以上</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> </table> ▷借入限度額：3,000 万円 ▷返済期間：15 年以内(据置 5 年以内) ▷利子補給：借入後 3 年間 ▷資金の用途：運転資金		小規模事業者	中小企業者	個人	要件なし	売上高▲20%以上	法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上
	小規模事業者	中小企業者								
個人	要件なし	売上高▲20%以上								
法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上								
(2)「雇用調整助成金」の上乗せ助成	新型コロナウイルス感染症により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成する雇用調整助成金制度について、国の助成額に対し市がさらに上乗せ助成を行う。 ○国の支援割合 大企業 1/2、中業企業 2/3 ○助成上限額 対象労働者 1 人あたり 8,330 円	▷国の雇用調整助成金制度を活用する中小企業者等に対して、国の負担する助成額のうち菟市民の雇用分に対し、市が一定額を上乗せ								
(3)市民による市内宿泊施設の利用助成	新型コロナウイルス感染症の影響により、市内宿泊事業者において観光客等の宿泊や会合等のキャンセルが相次ぐほか、学校の臨時休業による子供たちの運動不足、ストレスの増加が報告されている。 こうした閉塞感を打開し、市内の宿泊事業者を応援することを目的に、市民が市内の宿泊施設を利用し、非日常を味わうとともに元気な菟を取り戻すための事業を展開する。	▷市民限定の宿泊料金の割引(1 人 1 泊) 1 泊 2 食付きプラン 5,000 円 1 泊朝食付きプラン 4,000 円 素泊まりプラン 3,000 円 ※割引額が宿泊代金を上回る場合は払い戻しを行わない。 ▷対象期間 令和 2 年 4 月 1 日～4 月 30 日 ▷対象施設 市内宿泊施設								
(4)事業者のマーケティング支援	1) ふるさと納税サイト(EC モール) を活用した販路拡大への支援(外需の活用) 2) 生産者、中小卸小売事業者と量販店とのマッチング(内需の振興)	▷市内事業者の商品の販売拡大を促す ▷地産地消を推進し、市内の消費活動の活性化を促す								
(5)市税等徴収猶予制度及び国民健康保険料等の減免制度の適用(市民の方も対象)	新型コロナウイルス感染症の影響など、市税等を一時に納付することができない場合、市に申請することにより、市税等の納税猶予制度及び国民健康保険料等の減免制度の適用を受けることができる。(適用要件あり)	▷市税等の徴収猶予制度の適用(原則、1 年間猶予) ▷国民健康保険料等の減免制度の適用(休廃業等の場合) ▷専用相談窓口を市民活動推進課に設置								